

事業者各位

南牧村商工会

新型コロナの影響による固定資産税等の軽減措置について

新型コロナの影響により、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、所有する事業用家屋および償却資産に係る固定資産税および都市計画税を事業収入の減少割合に応じ、令和3年度の課税分に限り軽減いただけます。

対象者	軽減の要件の①②を満たす中小事業者(個人・法人)
軽減の対象	所有する事業用家屋および償却資産(※土地、居住用家屋は対象外)
軽減の要件	①令和2年2月から10月までの任意の連続3か月間の事業収入の合計が、前年同期間と比較して30%以上減少した者 ②認定経営革新等支援機関(商工会・税理士・公認会計士・弁護士等)に事業収入減少の確認および認定を受け、令和3年1月4日から令和3年1月31日の間に南牧村役場へ申告した者
軽減の割合	任意の連続3か月間の事業収入の合計が、前年同期間と比較したとき、 ①50%以上の減少 → 全額 ②30~50%未満の減少 → 2分の1
必要書類	①申告書 ※南牧村役場もしくは南牧村商工会の窓口、または南牧村のホームページよりダウンロードしてください ②添付書類 ※すべて2部準備してください ・会計帳簿の写し(収入の減少が確認できるもの) ・青色申告決算書または収支内訳書の写し(家屋の事業割合を示す書類) ・令和2年度固定資産税・都市計画税の課税明細書の写し ・令和3年度償却資産申告書(償却資産がある場合は、申請書の原本と写しを1部ずつ準備してください)
手続きの流れ	①申告書と添付書類を認定経営革新等支援機関(商工会・税理士・公認会計士・弁護士等)に提出し、内容の確認を依頼する ②認定経営革新等支援機関から認定印を受けた申告書を受け取る ③認定印を受けた申告書と添付書類を南牧村役場税務係へ、 <u>令和3年1月4日から令和3年1月31日の間に提出する</u>
問合せ先	①制度の概要について 南牧村役場税務係 TEL:0267-96-2211 ②認定手続きについて 南牧村商工会 TEL:0267-96-2134

※この軽減措置の詳細については、南牧村ホームページをご覧ください。

※商工会にて認定を受ける場合は、事前連絡により来館日の予約を必ず行ってください。